退職後の確かな安心のために・・・

「共済生活保険」退職後制度取扱いのご案内

1 退職後制度のご案内につきましては、下記の対応となります。

①3月末退職予定者：平成29年12月中旬から平成30年1月中旬にかけて、順次該当資料を配布いたします。

②3月末以外の退職予定者：退職後継続をご希望の場合は、脱退報告書兼退職後継続確認書に退職後継続希望の旨をご記入ください。後日、詳細な資料を配布いたします。

2 制度の詳細や具体的な保険料につきましては、お配りするパンフレットおよび意思確認用紙にてご確認ください。

ポイント 退職後制度加入にあたり団体扱い制度は、健康告知は不要です

7Lプラン（個人扱い）

退職後制度（セカンド・ライフ・プラン）定期タイプ、又は終身タイプをご選択いただけます

現職中 7Lプラン

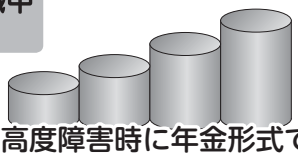

死亡・高度障害時に年金形式で給付

退職後 セカンド・ライフ・プラン（定期タイプ）または セカンド・ライフ・プラン（終身タイプ）

死亡・高度障害時に一時金を給付

定期タイプ

加入資格：7Lプランに退職日直前まで継続して2年以上ご加入されている組合員本人および配偶者

- 保険年齢80歳まで継続可能
- 200万円・400万円・600万円・800万円の4コースから選択
- 7Lプランの加入保険金額以下のコースで選択ください
- 新年払・一括払（全期前納）から選択

終身タイプ

加入資格：7Lプランに退職日直前まで継続して2年以上ご加入されている組合員本人および配偶者

- 終身にわたり保障されます
- 50万円以上3,000万円以下から選択
- 7Lプランの加入保険金額以下のコースで選択ください
- 一時払のみ

【ご参考】60歳の場合の保険料（200万円コースの場合）※定期タイプ

男性	新年払	55,890円
	一括払（全期前納）	1,111,460円
女性	新年払	29,300円
	一括払（全期前納）	582,670円

【ご参考】60歳の方が加入した場合の保障内容（一時払保険料200万円の場合）※終身タイプ

（単位・万円）

男性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年
	死亡・高度障害保険金額	約201.1	約201.1	約201.1	約201.1	約201.1	約201.1
	解約返戻金	約199.2	約199.4	約199.5	約199.9	約200.2	約200.5

（単位・万円）

女性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年
	死亡・高度障害保険金額	約201.6	約201.6	約201.6	約201.6	約201.6	約201.6
	解約返戻金	約199.2	約199.4	約199.5	約200.0	約200.3	約200.7

※年齢は保険年齢です（保険年齢は満年齢と異なります）。（例）保険年齢60歳＝満59歳6カ月を超え満60歳6カ月まで

※定期タイプについて、記載の保険料はパンフレット作成時点の基礎率等により計算されています。実際の保険料はご加入時の基礎率等により決定しますので、今後の基礎率等の改定により保険料も改定されることがあります。

※終身タイプについて、記載の保険金額等は、平成29年1月2日時点の基礎率により計算されています。実際の保険金額等は、ご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。

7Lプランサポート（団体扱い）

万が一の場合（死亡）　**高度障害**

在職中から退職後保険年齢80歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

■死亡・高度障害の場合

一時金　200万円（1口）・400万円（2口）・600万円（3口）・800万円（4口）・1,000万円（5口）・1,200万円（6口）・1,400万円（7口）を給付します。（年金形式での給付も可能です。）

- 保険年齢80歳まで継続可能
- 200万円（1口）・400万円（2口）・600万円（3口）・800万円（4口）・1,000万円（5口）・1,200万円（6口）・1,400万円（7口）のいずれかよりご選択いただきます。

ただし、退職時は、ご加入中の保険金額でのご継続となります（退職時に、コースの変更はできません。また、退職後に増額はできません）。

医療費支援制度（団体扱い）

退職後も同じ保障内容で継続可能

加入区分	コース名（支援給付金額）	病気・ケガで入院をしたとき（1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回）〈治療支援給付特約〉[入院支援給付金]	入院を伴わない手術を受けたとき（診療報酬点数合計2,000点以上）〈治療支援給付特約〉[外来手術給付金]	入院を伴わない放射線治療を受けたとき〈治療支援給付特約〉[外来放射線治療給付金]	先進医療による療養を受けたとき（入院を伴わない場合も対象）〈先進医療給付特約〉[先進医療給付金]
本人・配偶者	5万円コース	5万円	5万円	5万円	先進医療の技術に係る費用と同額（通算2,000万円まで）
	2.5万円コース	2.5万円	2.5万円	2.5万円	

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。
※給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。
※対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

加入資格：医療費支援制度に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者
●保険年齢69歳まで継続可能 ●在職中と同一コースのみ継続可能

入院保障プラン（団体扱い）

退職後も同じ保障内容で継続可能

保障内容 入院から退院まで…。継続した2日以上の入院からしっかりサポート！
（保険契約の型：B型　入院給付金の型：2-365日型・入院給付金日額5,000円　加入区分：本人・配偶者）

病気・災害による継続して2日以上の入院から
→ 疾病入院・災害入院給付金　入院給付金日額 **5,000円**　継続して2日以上入院のとき、1日目からお支払いします。（1入院365日限度）

→ 安心して治療に専念できます
三大疾病で入院の場合（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）　支払限度日数 **無制限**　疾病入院給付金＋三大疾病入院給付金　入院給付金日額 **10,000円**

→ 災害や病気で所定の集中治療室管理（ICU）を受けられたとき
集中治療給付金　1日につき **5,000円**　（入院給付金5,000円×集中治療室管理日数）をお支払いします。（120日限度）

→ 災害や病気で所定の手術を受けられたときも
手術給付金　**2.5・5・10・20万円**　手術の種類によりお支払いします。（入院給付金日額の5倍・10倍・20倍・40倍）

→ 手術後の療養も
手術後療養給付金　1回の手術につき **50,000円**　給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のときお支払いします。

→ **退院**
死亡・高度障害保険金　**50万円**　死亡・高度障害のとき

※災害や病気による入院給付金のお支払い日数は、1回の入院について365日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、災害による入院、疾病による入院それぞれについて通算して1,095日を限度とします。
※ただし、三大疾病（がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中）による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
※集中治療給付金のお支払日数は、120日を限度とします。
※手術給付金のお支払限度はありません。（ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。）
※手術後療養給付金のお支払限度はありません。

加入資格：入院保障プランに退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者
●保険年齢69歳まで継続可能 ※70歳以降は個人扱いの制度にて加入可能（保険年齢80歳まで）

注意点：個人扱いの場合、入院援助金の個人扱い制度の無配当医療保険5−124日型と無配当医療保険2−365日型とを合算し、入院給付金日額5,000円が限度となります。

入院援助金（団体扱い）

退職後も同じ保障内容で継続可能

病気やケガによる継続して５日以上の入院から保障

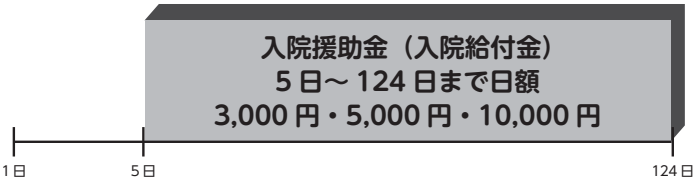

※病気・ケガによる継続して５日～124日の入院保障
入院給付金日額＋死亡時［遺族見舞金（死亡保険金）］10万円

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、１回の入院について120日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

加入資格：入院援助金に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者

●保険年齢69歳まで継続可能
※保険年齢70歳以降は個人扱いの制度にて加入可能（保険年齢80歳まで）

注意点：個人扱いの場合、無配当医療保険5−124日型と入院保障プランの個人扱い制度の無配当医療保険2−365日型とを合算し、入院給付金日額5,000円が限度となります。

退職後継続保障制度（団体扱い）

退職後も同じ保障内容で継続可能

万が一の場合（死亡）　**高度障害**

在職から退職後70歳まで、死亡・高度障害時の保障を継続することができます。

■死亡・高度障害の場合

一時金　200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

リビング・ニーズ特約……余命6ヶ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。

加入資格：退職後継続保障制度に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者
●保険年齢70歳まで継続可能　●在職中と同一コースのみ継続可能

重病克服支援制度（団体扱い）

退職後も同じ保障内容で継続可能

【主契約】 悪性新生物（がん）　急性心筋梗塞　脳卒中

在職中から退職後70歳まで、所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になられたとき

一時金　200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

■死亡・高度障害の場合

一時金　200万円・300万円・400万円・500万円を給付します。

リビング・ニーズ特約……余命6ヶ月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。

特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複しては支払われません。

7大疾病保障特約

悪性新生物（がん）　急性心筋梗塞　脳卒中　重度の糖尿病
重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）　慢性腎不全　肝硬変

所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態※1になったとき

→ 一時金　主契約保険金の5割を給付します。

がん・上皮内新生物保障特約

悪性新生物（がん）
上皮内新生物

所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき

→ 一時金　主契約保険金の1割を給付します。

※1「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。

加入資格：重病克服支援制度に退職日直前にご加入されている組合員本人および配偶者
●保険年齢70歳まで継続可能　●在職中と同一コースのみ継続可能

M・F・Eプラン

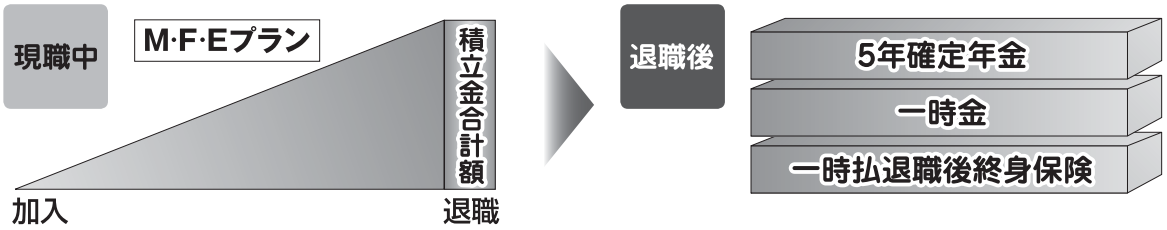

在職中に積み立てられた積立金を「5年確定年金受取り」か「一時金受取り」または、「一時金退職後終身保険への転換」いずれかの選択を行います。

※ 5年確定年金受取りを選択される場合には、45歳以上でかつ積立残高が64.6万円以上の方に限ります。
記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

●積立残高が600万円の場合

例1) **全額年金受取** ・5年確定年金(5%単利逓増型)

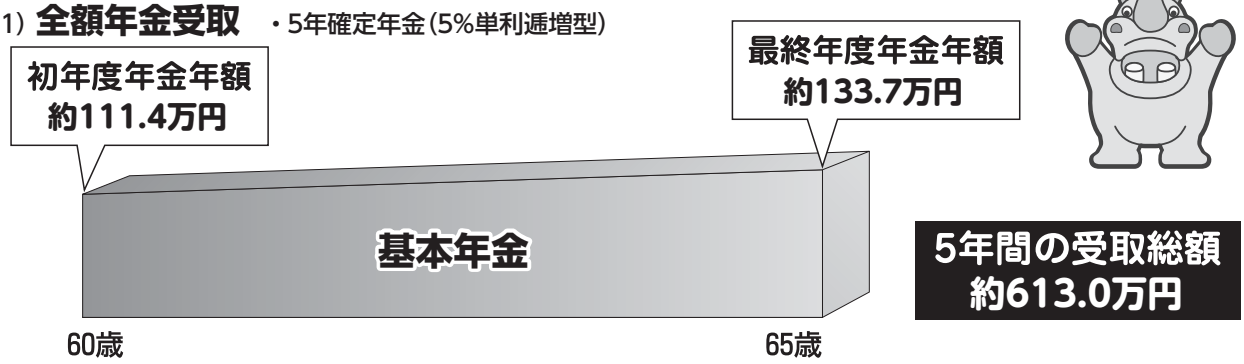

5年間の受取総額
約613.0万円

※ 給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
記載の給付額は、予定利率(平成29年10月23日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)する事があり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もあります。
なお、記載の給付金額には、配当金を加算していません。

例2) 積立金(例:600万円)を**一時払退職後終身保険**に転換

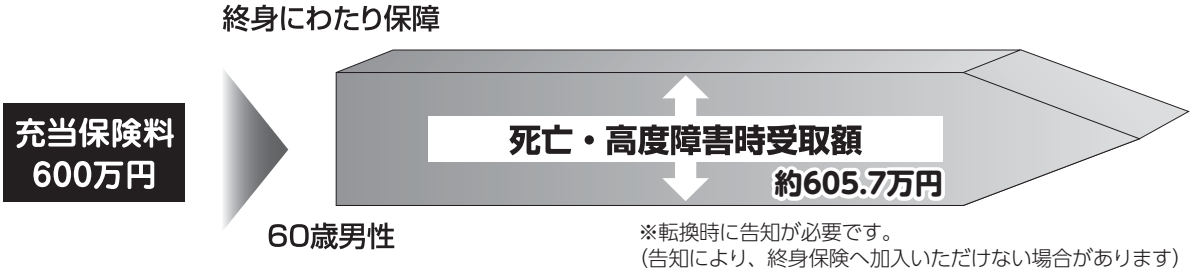

※転換時に告知が必要です。
(告知により、終身保険へ加入いただけない場合があります)

【ご参考】60歳の方が一時払退職後終身保険に転換した場合の保障内容
(転換保険料600万円の場合)

男性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	25年	(単位・万円)
	死亡・高度障害保険金額	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	約605.7	
	解約返戻金	約600.2	約600.6	約601.0	約602.1	約603.1	約603.9	約604.6	

女性	経過年数	1年	3年	5年	10年	15年	20年	25年	(単位・万円)
	死亡・高度障害保険金額	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	約607.3	
	解約返戻金	約600.2	約600.7	約601.2	約602.4	約603.6	約604.6	約605.6	

記載の保険金額等は、平成29年1月2日現在の基礎率により計算されています。
実際の保険金額等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険金額等も改定されることがあります。

退職後制度の取扱い概要

1 契約形態について

【7L プランサポート・医療費支援制度・入院援助金・入院保障プラン・退職後継続保障制度・重病克服支援制度】…団体扱い

退職後は在職中と同様、団体扱いとなりますので、保険料率は在職中と同様です。

【7L プラン】…個人扱い

退職後は個人扱いとなりますので、保険料等は在職中と異なります。また、契約が成立すると引受保険会社より保険証券が自宅に届きます。

2 保険料について

【7L プランサポート・医療費支援制度・入院援助金・入院保障プラン・退職後継続保障制度・重病克服支援制度】

月払い（口座振替）となります。（ただし、別途事務代行会社による事務手数料で月額308円かかります。複数制度を継続した場合も事務手数料は変わりません）

【7L プラン】

新年払もしくは一括払から選択をしていただきます。

退職後制度のスケジュール

●平成30年3月末退職のケース●

必要項目	日　程	備　考
退職後制度　資料配布	平成29年12月中旬～ 平成30年1月中旬※	1. 制度概要チラシ 2. パンフレット 3. 意思確認用紙 等 明治安田生命→所属→組合員
共済生活保険脱退報告書兼 退職後継続確認書　提出締切日	平成30年2月23日	所属→共済組合
意思確認用紙提出締切日	平成30年3月2日	意思確認用紙提出後に継続希望者には、引受保険会社（明治安田生命）から**申込書（セカンド・ライフ・プランへの加入）・口座振替申込書がご自宅に送付**されます。 組合員→所属→明治安田生命
口座振替依頼書（団体扱い用） （7L プラン以外の制度） 提出締切日	平成30年3月2日	保険料控除方法が給与天引きから口座振替に変更となりますので、退職後継続者は必ずご提出ください。 平成30 年4月の保険料より口座振替となります。
セカンド・ライフ・プランへの 加入にかかわる 申込書・口座振替申込書（個人扱い用） 提出締切日	平成30年4月上旬	記入後の申込書・口座振替申込書（金融機関から口座確認いただいたもの）を返信用封筒にて直接、明治安田生命あて送付願います。 組合員→明治安田生命
振込票（個人扱い用）送付日	平成30年4月中旬	申込書が届き次第、振込票を作成、送付いたします。 明治安田生命→組合員（ご自宅）
団体扱い制度口座振替開始	平成30年4月下旬	
個人扱い制度保険料入金締切日	平成30年4月末日	
退職後制度成立 （責任開始日、移行日）	平成30年5月1日	保険証券を作成し、平成 30 年 5月下旬以降順次送付いたします。 明治安田生命→組合員（ご自宅）

※資料配布のスケジュールは多少前後する可能性がございます。

MY-A-17- 他 -007700

お問い合わせは…

埼玉県市町村職員共済組合　福祉課

さいたま市浦和区岸町7-5-14
さいたま共済会館
☎048-822-3305

［引受会社］明治安田生命保険相互会社
公法人第四部法人営業第二部

東京都台東区秋葉原5-9
明治安田生命秋葉原ビル8F
☎03-5289-7590